

桃山学院 サポーターズ制度 規約

2017（平成29）年2月28日

理事会承認

最近改訂 2019（令和元）年7月23日

（適用範囲）

第1条 本規約は、学校法人桃山学院（以下「本学院」という。）の「桃山学院 サポーターズ制度（以下「本制度」という。）」に関して定めるものとする。

（本規約の範囲）

第2条 本学院が、本規約の他に別途定める利用規約等（以下総称して「利用規約等」という。）も、その目的の如何にかかわらず、本規約の一部を構成するものとする。

2 本規約本文の定めと、利用規約等の定めとが異なる場合は、当該利用規約等の定めが優先して適用されるものとする。

（サポーター）

第3条 本規約におけるサポーターとは、第7条に定める寄付を行った後、第8条に定める方法により本制度への登録申請を行い、本学院が登録を承認した個人または法人・団体のことをいう。

（目的）

第4条 本制度は、サポーターが継続的な寄付を通じて本学院の財政基盤の確立に寄与することを目的とし、サポーターは本制度の特典（以下、各種の特典を含み「本特典」という。）が付随的なものにすぎないことを理解した上で本制度に登録申請を行うものとする。

（本規約の内容および特典の変更）

第5条 本学院は、本規約および本特典の内容を、サポーターの了承を得ることなく、またサポーターに対し事前に何らかの通知を行うことなく、随時変更することができ、サポーターは予めこれを承諾するものとする。

2 本規約および本制度の内容変更等に関する本学院からサポーターに対する通知は、本学院が別途定める場合を除き、第27条に定める本学院の寄付金募集ホームページ（以下「ホームページ」という。）での公表をもって行い、ホームページ上に掲示された時点から、変更後の内容がその効力を生じるものとする。

（本学院からの通知）

第6条 本学院は、ホームページ上への表示またはその他本学院が適当と判断する方法により、サポーターに対し随時必要な事項を通知する。

2 前項の通知は、本学院が当該通知の内容をホームページに表示した時点またはその他本学院が適当と判断する方法により本学院が通知を行った時点で、効力が生じるものとする。

(寄付金)

第7条 サポーターは、本学院の募集する寄付金に対して次の各号に定める寄付を行った後、第8条所定の登録申請を行い、本学院が登録を承認した場合、第10条の有効期間に対応するサポーターとしての資格を得ることができる。

1. 個人の場合、毎年3万円以上の寄付
2. 法人・団体の場合、毎年30万円以上の寄付

2 本学院は、理由の如何を問わず、受入した寄付金をサポーターに対して返還しない。

3 サポーターが本学院の募集する寄付金に対して継続寄付を行っている場合で、本学院が当該寄付金の募集を終了した場合、サポーターは寄付金の使途等に関する登録情報の変更届を第26条に定める事務局（以下「事務局」という。）宛に提出しなければならない。

4 第1項の寄付金等の支払いに必要な振込手数料その他の費用は、サポーターの負担とする場合がある。

(登録申請)

第8条 本制度への登録申請は、第7条に定める寄付を行ったもののうち、本規約および利用規約等の内容に合意するもののみが、任意で行うものとする。なお、本規約で「登録申込者」とは、本制度のサポーターとしての登録を希望し、本条所定の登録申請を行い、本学院による登録の承認を受ける前のものをいう。

2 サポーターは、登録申請の時点で、本規約の内容に合意しているものとみなされる。

3 サポーターは、当該申請時点で登録申込者が未成年者である場合はその保護者の承諾を得なければならないものとし、登録申請をした時点で、保護者の承諾を得たものとみなす。

4 サポーターは、本学院からサポーター宛の送付物の送付先である住所地が原則日本国内にあるものに限定するものとする。ただし、特別の事情があり、本学院が認める場合にはこの限りではない。

(登録申請の承認、解除および取消)

第9条 本学院は、前条の登録申込者が第3項の各号の一に該当する場合を除いて、その申請を承認し、登録申込者は、当該承認の後、サポーターとして本特典を利用することができるものとする。

2 サポーターは、随時、所定の手続きを行い、サポーターとしての登録を解除することができ、登録解除と同時にその諸権利を失うものとする。

3 当該承認後にサポーターが各号の一に該当していることが判明した場合、本学院は、事前に通知することにより、当該サポーターの登録を取り消すことができるものとする。

1. 登録申請内容に虚偽の記載、誤記、記入漏れ等がある場合
2. 登録申込者が実在しない場合

3. 登録申込者の承諾なくして他人が登録申込を行ったことが判明した場合
 4. 登録申込者が反社会的勢力の構成員や関係者であると本学院が認める場合
 5. 過去に登録および登録解除を繰り返しており、それらが不適切なものであると本学院が判断した場合
 6. 寄付金の決済に際して、登録申込者が指定したクレジットカード、銀行預金口座等の使用が認められない等、登録申込者が指定した決済手段が無効である場合
 7. 登録申込をした時点で第7条に定める寄付を行っていない場合
 8. 過去にサポーターとしての資格が取り消され、または除名処分とされている場合
 9. 登録申込時において、未成年者がその保護者の同意を得ずに登録した場合
 10. その他、サポーターとして不適当であると本学院が認める場合
- 4 本学院は、サポーターまたはサポーターの営む事業が次の各号の一に該当した場合、本条第2項の手続きを要せず、サポーターとしての登録を自動的に解除することができる。ただし、特別の事情について本学院が認める場合には、この限りではない。
1. 第10条に定める有効期限満了後、1年以内に寄付を行わなかったとき
 2. 法人・団体が事業の廃止もしくは変更または事業の全部もしくは重要な一部の譲渡を行ったとき
 3. 法人・団体が監督官庁より事業の営業停止または営業登録の取消等の処分を受けたとき
 4. 本学院がサポーター個人の死亡を知ったとき
 5. 本制度および本特典の利用に関し、サポーターが本規約に違反したとき
- 5 前2項の場合、本学院は、登録の取消または解除するまでに受入した寄付金、その他サポーターが負担した諸費用の一切をサポーターまたはその相続人等に対して返還しない。
- 6 本条第4項により登録を自動的に解除された場合、サポーターは受領した本特典を返却しなければならない。

(有効期間)

- 第10条 サポーター資格の有効期間は4月1日から3月31日までの1年間とする。
- 2 前項の期間中に登録または更新の手続きを行った場合のサポーターとしての資格の有効期間は、前条の承認または第11条の更新の日より当該年度の3月31日までとする。
 - 3 4月1日以降に登録申込を行った場合は、本学院が登録を承認した日よりサポーター資格が有効になるものとする。

(更新)

- 第11条 サポーターは、前条の有効期間満了後1年以内または本学院が別途指定する日までに第7条に定める寄付金を本学院が受入した日をもって、前条の有効期間を更新することができる。
- 2 前項に関わらず、クレジット会社を通じて、または銀行口座の登録によって、寄付金の納付を行い、かつ、当該申込時から前条の有効期間満了後1年以内または本学院が別途

指定する日までに次年度以降の有効期間にかかる継続的な自動更新を選択したサポーターについては、次年度の4月1日をもって資格を自動更新したものとみなされる。

3 本条によりサポーター資格が更新されたサポーターは、次年度以降のサポーター規約を承諾したものとみなされる。

(譲渡等の禁止)

第12条 サポーターは、本規約に基づくサポーターとしての資格を、いかなる第三者(以下「第三者」という。)に対しても貸与、譲渡、売買、使用許諾、名義変更、質権の設定その他の担保に供する等の行為はできないものとする。

(サポーター情報の変更)

第13条 サポーターは、住所、電話番号、電子メールアドレス、寄付金の種類および金額等登録申込時の記載事項に変更があった場合、速やかにその内容を本学院所定の方法により事務局宛に届け出るものとする。

2 サポーターは、本学院からサポーター宛の送付物の送付先である住所地の変更手続きに細心の注意を払うものとし、これらの注意を怠ることにより発生する送付物の再発送料金等をすべて負担するものとする。

3 婚姻等による姓の変更等、本学院が特別に承認した場合を除き、サポーターは、登録申込時の届出内容である氏名を変更することはできないものとする。

4 登録申込時の届出内容および第1項変更届出に関する責任はすべてサポーターが負うものとし、それらが原因となり発生する情報、送付物等の不到達その他の不利益に関して、本学院は一切の責任を負わないものとする。

5 1回以上にわたり送付物がサポーターに届かない場合、本学院では、その原因が解消されるまで送付物の発送を停止する。またその場合、本学院からサポーターへ発送停止の連絡等を行わない。

(自己責任の原則)

第14条 サポーターは、本制度および本特典の利用に関して一切の責任を負うものとし、本学院に対して何等の迷惑または損害を与えないものとする。

2 本制度および本特典の利用に関連して、サポーターが第三者に対して損害を与えた場合、またはサポーターと第三者の間で紛争が生じた場合、当該サポーターは、自己の責任と費用でこれを解決するものとし、本学院は一切の責任を負わないものとする。

3 サポーターは、他者の行為に対する要望、疑問もしくはクレームがある場合は当該他者に対し、直接その旨を通知するものとし、その結果については、自己の責任と費用を持って処理解決するものとする。

(損害賠償)

第15条 サポーターは、本制度の利用に関し、自己の責めに帰すべき事由により本学院またはその他の第三者に対して損害を与えた場合、これを賠償する責任を負うものとする。

(その他の禁止事項)

第 16 条 サポーターは次の行為を行わないものとする。

1. 本学院または第三者の著作権、商標権等の知的所有権を侵害する行為、またはその恐れがある行為
2. 第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為またはその恐れがある行為
3. 第三者になりすまして本制度に登録したり、サポーター情報の変更をする行為
4. 他のサポーターになりすまして本特典を利用する行為
5. 本特典、広報誌等を第三者に譲渡する行為
6. 本学院または第三者を誹謗中傷する行為
7. 本学院または第三者に不利益を与える行為またはその恐れがある行為
8. 本制度の運営を妨げるような行為
9. 本制度および本特典を利用して、自己または第三者の営利目的とした行為およびその準備を目的とした行為
10. 本制度を利用して選挙の事前運動、選挙運動またはこれらに類似する行為および公職選挙法に抵触する行為
11. 本制度を利用して宗教の宣伝を含む宗教的行為、および宗教団体の設立・活動、宗教団体への加入等宗教上の結社に関する行為
12. 本学院（生徒、学生、役員および教職員関係者含む）、本制度、その他第三者（他のサポーター含む）を誹謗中傷し、その名誉、信用を毀損し、もしくは不利益を与える行為、またはそのおそれを生じさせる行為その他の迷惑行為（インターネット、各種 SNS 等への書き込み等含む）
13. 前各号の他、本規約、法令または公序良俗に違反する行為、もしくはそれらの恐れがある行為
14. 前各号の行為を第三者に行わせる行為

(特典)

第 17 条 サポーターが得られる本特典に関しては、本学院が別途定め、ホームページ等で通知するものとする。

- 2 サポーターが得られる特典については、本学院がいつでも変更可能なものであり、サポーターに対し何らかの権利を保障するものではない。
- 3 サポーターの事情またはサポーターが契約する通信会社の事情等によりサポーターに電子メールや送付物等が到達しない場合、本学院は本特典に関する再送付等の対応はしない。

(本制度の終了)

第 18 条 本学院は、3 カ月前までにサポーターに対して告知することにより、本学院の裁量で本制度を終了し、サポーターに対する本特典の提供を中止することができる。

- 2 前項の場合においても第 19 条で定める免責事項が適用されるものとする。

(免責事項)

第19条 本学院は、本制度、本特典によりサポーターまたは第三者が被った損害等に関し、一切の責任および損害賠償義務を負わないものとする。

2 本学院は、本特典、ならびにサポーターに提供する通知、メール、コンテンツ、広報物その他提供する一切のものが、サポーターの期待する水準に達していること、特定の目的に適合していること、ウィルス等に感染していないこと、掲載情報が正確であること、真実であること等を含め、いかなる保証もしない。

3 サポーターに起因する事由による本制度や本特典の利用における障害について本制度は一切の責任を負わないものとする。

4 郵便局、各金融機関、通信会社等による手続きの不備や事故について本制度は一切の責任を負わないものとする。

(サポーターに関する情報の取扱い)

第20条 本学院は、サポーターの氏名、住所、電話番号、性別、生年月日、電子メールアドレス、寄付金の決済に必要な情報、特典の利用履歴等サポーターに関する情報（以下、これらを総称して「サポーター情報」という。）を取得するものとし、本学院が別に定める情報セキュリティ基本方針および桃山学院個人情報保護規則等に従い、サポーター情報の保護に必要かつ適切な措置を講じることとする。

(サポーター情報の利用目的)

第21条 サポーター情報の利用目的は次の各号のとおりとする。なお、サポーター資格有効期間後も、本学院はサポーター情報を次の各号の目的で利用する。

1. 本制度における本特典を発送すること
2. 特典等本制度に関するお知らせをサポーター宛に電子メール、郵便等により送付すること
3. サポーターにとって有益であると本学院が判断する情報をサポーター宛に電子メール、郵便等により送付すること
4. サポーターを特定することができない形式により対外統計資料として提供すること

(個人情報の第三者提供)

第22条 本学院は、前条の利用目的または次の各号の一に該当する場合を除き、本学院が取得するサポーターの個人情報を、サポーターの同意を得ないで第三者（本学院が本制度に関する業務を委託するものおよびその再委託先を除く。）に対して提供しないものとする。

1. 法令に基づき請求される場合
2. 緊急を要する等のため、サポーターの同意を得ることが困難であると本学院が認める場合
3. 公的機関から請求される場合
4. その他運営上必要であると本学院が判断する場合

(協議事項)

第 23 条 本規約に定めのない事項または本規約の解釈について疑義が生じた場合、サポーターおよび本学院は双方誠意を持って協議の上これを解決するものとする。

(準拠法)

第 24 条 本規約の成立、効力、履行および解釈に関しては、日本法が適用されるものとする。

(専属的合意管轄裁判所)

第 25 条 本学院およびサポーターは、本学院とサポーターとの間で本規約、本制度および本特典の利用に関して訴訟の必要が生じた場合、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意するものとする。

(事務局)

第 26 条 本規約についての事務局を次の宛先に定め、本制度、本規約に関する問い合わせは事務局を宛先とする。

〒594-1198 大阪府和泉市まなび野 1-1

学校法人桃山学院

総務部総務課

Tel:0725-54-3131 (代)

FAX:0725-54-3200

(ホームページ)

第 27 条 本学院は本規約に基づく通知等を、次のホームページに掲載することとする。

寄付金募集ホームページ

<http://www.andrew.ac.jp/gakuin/contribution/>

(所管)

第 28 条 本規約は、本学院総務部総務課の所管とする。

(改廃)

第 29 条 本規約の改廃は、本学院常務理事会の議を経て理事長が行う。

付則

本規約は、2017（平成 29）年 4 月 1 日より制定する。

本規約は、2019（令和元）年 7 月 23 日から改訂施行する。（サポーター資格および改廃の一部変更等による）